

# 経済産業省

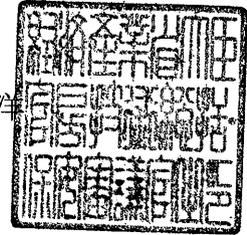
20190515 保局第 15 号

令和元年 5 月 21 日

石灰石鉱業協会

会長 不死原 正文 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋



## 令和元年度全国鉱山保安週間について

経済産業省は、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、鉱山災害及び鉱害の防止を図るため、本年度においても、別紙のとおり令和元年度全国鉱山保安週間実施要綱を定め、令和元年度全国鉱山保安週間を実施します。

つきましては、貴職におかれましても、貴傘下の鉱業権者等に対する周知等、効果的な実施のための対応をお願いいたします。

## 令和元年度全国鉱山保安週間実施要綱

令和元年5月  
経済産業省

## 1. 目的

全国鉱山保安週間は、「国民安全の日（7月1日）」に合わせ、鉱山における自主保安活動を推進し、保安意識の高揚を図るとともに、広く国民の間に鉱山保安に関する認識及び理解を深め、もって危害及び鉱害の防止に資することを目的として昭和25年から毎年実施している。

鉱山災害による罹災者数は、長期的には減少しているが、直近5年間において106名が罹災しており、死亡者7名のほか、重篤な災害も発生している。平成30年は、26名が罹災しており、前年と比べると減少しているものの、引き続き災害の撲滅に向けた継続的な取組が必要である。

このため、各鉱山における自主保安活動を定着させ、更に保安水準を向上させるため、昨年4月からスタートした、第13次鉱業労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）をより一層推進するとともに、国・関係団体・各鉱山で引き続き連携を図っていく。

令和元年度の全国鉱山保安週間においては、この第13次計画で推進する鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化、自主保安の推進と安全文化の醸成等について、危害及び鉱害の防止における関係者の取組を強化する機会とする。

## 2. 期間

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 準備期間     | 6月15日（土）から6月30日（日）まで |
| (2) 全国鉱山保安週間 | 7月1日（月）から7月7日（日）まで   |
| (3) 事後の検討期間  | 7月8日（月）から7月31日（水）まで  |

## 3. 主唱者

経済産業省

## 4. 実施者

各鉱山及び関係団体

## 5. 主唱者及び関係団体における実施事項

次の方法により、「全国鉱山保安週間」の趣旨の周知徹底及び効果的な実施を図る。

- (1) ホームページ等による広報
- (2) ポスター等広報資料の作成・配布

- (3) 講演会、鉱山見学会等の実施
- (4) 各鉱山の実施する事項に対する指導等
- (5) その他、鉱山保安に関する標語、ポスターの募集等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施

## 6. 各鉱山における実施事項

各鉱山は「全国鉱山保安週間」の趣旨を関係各位に対して周知し、次の取組事項につき優先順位を定め、効果的な実施を図り、もって日常の自主保安活動が活性化されるよう努める。

### (1) 危害防止に関する取組事項

- ① 重篤な災害、発生頻度の高い災害の撲滅・防止に向けた取組
  - ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事項の計画、実施（特に発生頻度の高い「墜落」「車両系鉱山機械」「ベルトコンベア」に係る対策の実施等）
- ② 作業環境・施設等の点検、検査、整備
  - ・作業環境（天盤、路面、浮石、転石、通気、粉じん、通路、手すり等）、保護具
  - ・施設等（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修の実施等）
- ③ 保安に関する計画・規程等の見直しに関する取組（鉱山保安マネジメントシステムの導入・運用の深化）
  - ・各鉱山における保安方針、保安目標及び保安計画の従業員への周知徹底
  - ・保安規程の記載内容の遵守状況等の評価及び見直し（作業手順、管理体制、災害時対応等）
  - ・指差呼称、5S活動（整理、整頓、清掃、清潔、躰）など日常的な保安活動の活性化
  - ・ヒヤリハット報告や残留リスクに基づく危険箇所の表示等「危険の見える化」の実施
- ④ 保安教育に関する取組
  - ・ヒューマンエラー対策等に関する講習会等の開催
  - ・危険体感訓練や危険予知トレーニングなど災害に対する感性を養う取組の実施
  - ・高年齢労働者が安全に活躍できるための職場改善の推進と、経験豊富な高年齢労働者のノウハウの継承のための取組

### (2) 鉱害防止に関する取組事項

- ⑤ 坑廃水処理施設、鉱煙発生施設、捨石集積場・沈殿池等の点検・検査・整備
  - ・各施設の日々の点検項目の見直し、定期的な検査、必要な整備（老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等）の実施

- ・未処理水の流出等の災害が発生した場合の連絡体制の確認、緊急時対応を計画する。
- ・実際に災害が発生した鉱山の事例（水平展開情報等）を参考に、各鉱山における対策事業の計画、実施

⑥ 鉱害防止のための緑化の推進等の採掘跡地の整備

- ・集積場の覆土・植栽に向けた取組の実施

⑦ 鉱害防止に関する地域住民との懇談会等の実施

- ・鉱害防止に関する地域住民との懇談会、学生、生徒等に鉱害防止施設の公開、事業説明の実施等

**(3) 保安に関する意識の高揚に関する取組事項**

- ⑧ 鉱山保安に関する標語、絵画、写真、作文等の募集・展示、鉱山見学会、社内保安表彰等「全国鉱山保安週間」にふさわしい行事の実施